

建築物工事の騒音に関する陳情(第11号)の処理経過及び結果について

受理年月日 / 番号 会・(審査年月日) 関係部課	件名・内容 結論 処理結果及び結果
令和3年2月2日 / 第11号 地域産業都市委員会 (令和3年3月22日) 環境担当 環境保全課	<p><件名> 建築物工事の騒音に関する陳情</p> <p><要旨等></p> <ol style="list-style-type: none">1 騒音の相談窓口や「騒音規制法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」があることを多くの区民は知らずにいるため、周知方法を追加する検討をしてください。2 上記の法令等を建築物工事(解体を含む。)業者が正しく解釈できるよう、区役所に来た際に、ちらしを配布するなどの検討をしてください。3 騒音等による深刻な健康への影響が出ないように、大きな音を聞いたら休めるなどの予防方法の周知について検討してください。 <p><結論> 令和3年3月30日 意見付採択 (意見) 「趣旨に沿うよう努力されたい。」</p> <p><処理></p> <ol style="list-style-type: none">1 これまで行っていた区のホームページでの周知に加え、令和3年5月1日号の区報で相談窓口の周知記事を掲載した。また、騒音をはじめとした公害規制に関する法令等について、区のホームページの内容を拡充し、周知を図った。2 建設工事等の届出時に従前の説明資料に加えて、新たに啓発チラシを配布することによって、施工者に対する公害対策の事前指導を徹底することとした。3 区ホームページに、公害による健康への影響に関する内容を追加した。また、公害による健康相談について、区ホームページに、本所・向島保健センターの健康相談窓口及び東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(外部サイト)の情報を追加して掲載し、早期の健康相談または医療機関への受診を案内することとした。 <p style="text-align: right;">【 完 結 】</p>